

# 原料費調整制度改正のお知らせ

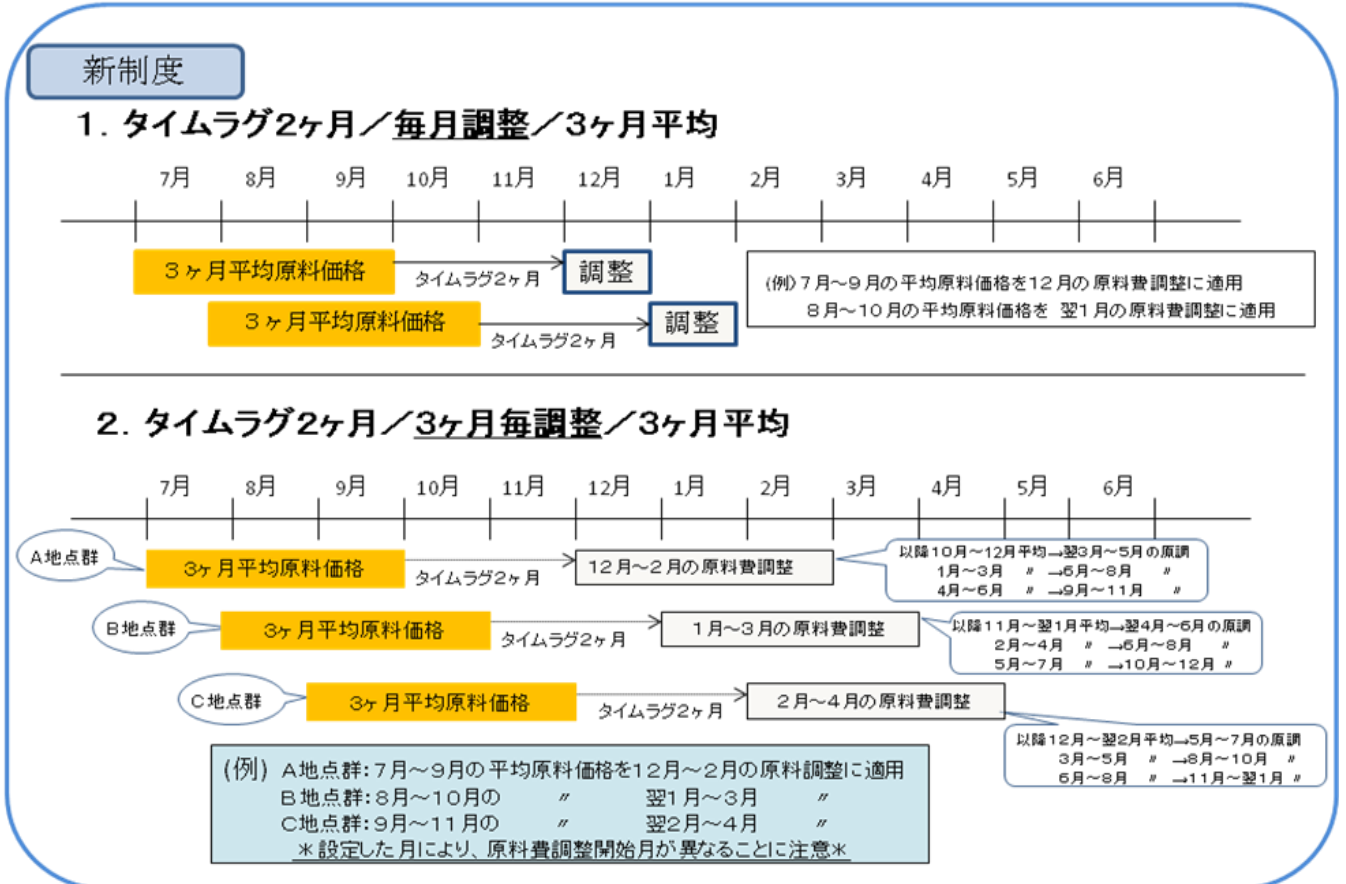
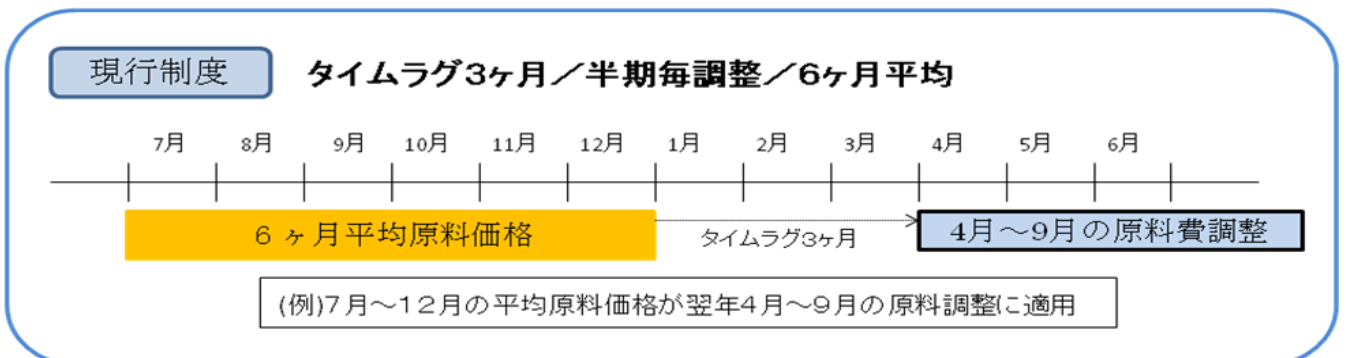
関東経済産業局ガス事業課

ガス事業法の改正により、原料費調整の方法が変更となり、**現行の調整方法は廃止されます。**

## 主な変更箇所

### 1. 原料費調整月が変わります

従前は4月、10月の半期ごとの調整でしたが、今後は**原則毎月（例外として3ヶ月）ごとの調整**となります。\*事務能力等の諸事情により、3ヶ月毎の調整を選択することが可能です。



### 2. 調整範囲が変わります

従前は各団地で定められた基準平均原料価格に基づき、その基準平均価格の±5%以内は調整しませんが、**今後は調整することになりました。**

\*調整上限が基準平均原料価格の60%までであることと、下限がないことについては従前どおりで変更はありません。

## 手続き方法

原料費調整へ移行をするには、供給約款を変更する必要があります。  
供給約款変更届出を提出する際に必要な書類は以下のとおりです。

- ①供給約款変更届
- ②変更を必要とする理由を記載した書類
- ③供給約款の新旧対照表
- ④直近の料金改定時に提出した法定書類のコピー

\*書類を提出される際には事前に局へご連絡くださいますようお願いいたします。

## 移行期間

簡易ガス事業者については、平成22年4月の検針日(3月分検針日)までには約款が変更されている必要があります。

なお、供給約款は届出後10日以上公示をもって変更となりますので、上記「手続き方法」を参考に書類をご準備いただき、変更日の10日以上前に局へ届出てください。

## 法改正に伴う留意点について

### 1. 原料費調整の周知タイミングについて

現行の原料費調整では、実績平均原料価格の発表と原料費調整実施の期間に余裕がありましたが、法改正による原料費調整では、実績平均原料価格から原料費調整実施までの期間がおおよそ1ヶ月程度(検針日によっては、もっと短縮されます)と考えられます。

需要家への適正な周知も事業者の義務ですので、移行を行う前に周知の方法をご検討ください。

### 2. 選択約款の取り扱いについて

選択約款の設定がある地点群については、選択約款についても同様の届出が必要となります。ご注意ください。

◇その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください◇

関東経済産業局資源エネルギー環境部  
ガス事業課簡易ガス事業係(星野、菊地)  
TEL:048-600-0414